

農地を貸借・売買したり転用するときは・・・ 『農地法等の許可』が必要です!!

わが国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。
将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには、かけがえのない農地を守り、
活かすことが重要です。
こうした観点から農地法等が改正され、年内から施行されることとなっています。

新しい農地法等はこうなります!!

1. 農地の貸し借りがしやすくなります!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます!
- 市町村等が農地所有者に代わって農地の借り手をさがす事業が創設されます!

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

農作業
常時
従業者

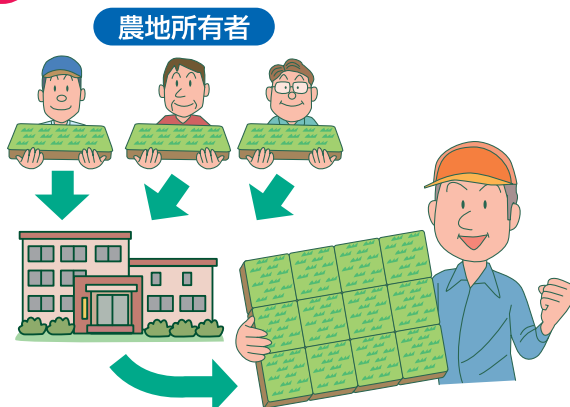
農業
生産法人

+

農作業
常時従業者
以外の個人

農業生産
法人以外の
法人

(改正後に追加)



2. 許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されます!

- 違反転用等をした場合の罰金額が大幅に引き上げられます!

事 項	現 行	改 正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における 原状回復命令 違反	6ヵ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



3. 農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になります!

- 相続によって農地を取得した場合には、農業委員会へ届出を行うことになります!
- 自ら耕作できない場合等は、農業委員会が貸し借り等のあっせんをします!



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝